

○養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

平成25年3月28日

条例第22号

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(一部改正〔令和3年条例22号〕)

(設備及び運営の基準)

第3条 前条に定めるもののほか、老人福祉法第17条第1項に規定する養護老人ホームの設備及び運営の基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は前条に規定する基本方針を踏まえたものとしなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第22号抄）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日条例第18号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。